

## 一般廃棄物処分業許可（更新）申請添付書類

申請者	
-----	--

項	目	備 考	法人	個人
1	定款	原本証明で提出すること	○	
2	登記事項証明書	全部事項証明書（謄本）（履歴事項証明書）	○	
3	住民票の写し	個人の場合のみ		○
4	事業所及びその他事業の用に供する施設の案内図と配置図	該当するもの全て（任意様式）	○	○
5	役員名簿	役職・氏名・生年月日を記載すること（任意様式）	○	○
6	従業員名簿	氏名・生年月日を記載すること（任意様式）	○	○
7	欠格条項(法第7条第5項第4号)に該当しない者である旨の誓約書	申請者の押印（任意様式だが見本様式あり）	○	○
8	事業計画概要書	事業計画の概要、処分の流れ、処理施設の概要を記載すること（任意様式）	○	○
9	施設図面（平面図、立面図、断面図、構造図）及び設計計算書	新規申請者及び更新申請による追加のある場合	○	○
10	新潟県から一般廃棄物処理施設の設置を許可されたことを証する書類	法第8条第1項の設置許可証又は法第15条の2の5の届出受理書	○	○
11	施設の使用を承認する書類	施設の用地が申請者と異なる場合、施設用地の所有者からの承諾者印が必要	○	○
12	納税証明書(国・県・市又は町)		/	/
	国 納税証明書(その3の3) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納が無いことの証明	税務署に請求	○	
	県 納税証明書 県税について未納がないことの証明	納税証明請求書(第39号様式の2)で地域振興局に請求	○	○
	市町 納税証明書 市税について未納がないことの証明	南魚沼市の場合は「税務証明等交付申請書」で請求 南魚沼市に納税がない場合は納税のある市町村に請求	○	○
13	技術能力、経済的基礎に関する書類 (他の処理業の許可証の写し)	産業廃棄物処理業の許可証の写し及び他の市町村の一般廃棄物処理業の許可証の写しを添付すること	○	○

※更新許可申請は2年ごとです。

※変更届（法第7条の2第3項）

下記事項に変更が生じた場合は市規則様式第8号により、10日以内に届出が必要です。

変更する事項	添付書類
住所、氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（法人の場合）</li> <li>・住民票の写し（個人の場合）</li> </ul>
法人の役員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書</li> <li>・法7条第5項第4号に該当しない旨を記載したもの</li> </ul>
事務所又は事業場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所及びその他事業の用に供する施設の案内図と配置図</li> <li>・施設の使用を承認する書類（借地の場合）</li> </ul>
施設又は設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設図面及び設計計算書</li> <li>・施設の使用を承認する書類（借地の場合）</li> </ul>

**【法令根拠】**

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

法施行規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

条例：南魚沼市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例

条例施行規則：南魚沼市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則